

愛知  
働くもののいのちと健康を守るセンター

ニュース

2001. 5

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3本館306号

電話・FAX 052-883-6966

e-mail ZAH00030@nifty.ne.jp

ホームページURL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

## 東海銀行・松井過労死裁判 不当にも最高裁上告棄却

4月13日、最高裁判所は、松井さんの上告を、不当にも門前払いである「上告棄却」の決定を下しました。

最高裁判所からの文書は、内容は何もないたった一枚の紙切れです。

以下は、最高裁からの文書です。

### 最高裁からの文書

名古屋高等裁判所平成10年（行コ）第23号遺族補償年金不支給処分取消等請求事件について、同裁判所が平成12年9月28日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告受理の申し立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

#### 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 理 由

##### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法312条1項または2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上告受理申立てについて

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条第1項の事件に当たらない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

裁判長裁判官 亀山 継夫 裁判官 河合 伸一  
裁判官 福田 博 裁判官 北川 弘治  
裁判官 梶谷 玄

2月上旬の、松井過労死裁判を支援する会結成総会では、上申書を準備し、皆様にご協力をお願いしましたが、最高裁の門前払い「上告棄却」によって実施できなくなりました。申し訳ありませんが中止して下さい。

最高裁に対する抗議・対策については、銀産労と協議中です。また、署名等お願いすることになると思いますが、その折りには、是非皆様のお力添えをお願いいたします。

## 東海銀行・松井過労死裁判を支援する会

### 宣伝活動、和解交渉を展開!!

3月28日(水)早朝、支援する会は、東海銀行本店前でビラ配布と宣伝行動を行いました。支援する会から9名が参加のもと、元気よく宣伝活動を行いました。

宣伝活動の後、10時から東海銀行との交渉には、遺族松井さん家族を含め10名が参加しました。東海銀行からは、総務部古川次長、お客様サービス係山本氏、が出席。

東海銀行は、「この日に配布されたビラはすぐ東京に人事に送った。銀行(人事)としても、松井争議を解決したいが、支援する会との話し合いでテーブルにつく意思はない。裁判の場で話し合いたい。」ということです。しかし、支援する会からの訴えについては、十分聞かせていただきます。そして上司を通じてトップに伝えています。

「話し合いで能力のある人を出せというのが、銀行も組織があります。私(古川)が、皆さんの話を聞いて伝えます。」

とのことでした。

支援する会は、最高裁要請を受知から9人の参加で行ったことや、上申書に取り組んでいることなどを明らかにして、再度、支援する会との話し合いを要求しました。

東海銀行側は、伝えるというにとどまり、1時間にわたる交渉を終了しました。

4月18日(水)第55回栄総行動では、お昼の東海銀行本店前集会での力強いシュプレヒコールの後、飛弾実行委員長を団長に要請行動を行いました。

## 松井過労死裁判支援する会

### 栄総行動で東海銀行へ要請書提出

4月18日、第55回栄総行動が行われました。東海銀行本店前集会は、銀行もびっくりした様子で、東京本部でも認識を新たにしましたようです。

栄総行動では、松井さんの労災認定支援を訴えるとともに、栄総行動実行委員会、名古屋民主商工会、銀行産業労働組合東海本部の三団体連名で、東海銀行頭取小笠原日出男氏宛に要請書を提出し、誠意をもって回答するよう要請しました。以下は要請書の全文です。

#### 要 請 書

貴行のご活躍に敬意を表します。

今日、加速度的に進められている金融再編成が、金融システムの安定を口実にしながら私たち市民には全く見えないところで進行しています。しかしその中でも報道されることはサラ金まがいのローンの勧誘や、リスク商品の販売などおよそ従来の銀行では取り上げられなかったものに力を入れています。

貴行が地域、市民・国民に役立つ銀行をめざすならば、地域の利用など市民の皆さんの声を聞く立場に立ち、下記項目について誠意をもって回答されるよう要請致します。

#### 記

1. 貴行に勤務していた故松井靖夫さんが、1987年10月14日時間外である午後5時53分頃、顧客と未決の特別案件で電話中に急性心不全を発病し死亡に至った事件について、故松井靖夫さんの過労死を「業務上災害(労働災害)」として認め、遺族に対し頭取が謝罪・補償すること。

2. 三和グループとの統合・合併のもとに、モビット（三和プロミス、アプラスの共同出資）なる「消費者ローン」の拡販チラシを自動機コーナーに置きその拡販に協力していますが、長引く不況と失業者の増加で自己破産者が毎年増加している状況のなかで、公共的性格のある銀行にはふさわしくなく、直ちに撤去すること、また三和銀行に対してテレビコマーシャル・新聞広告を中止するよう申し入れること。

3. 投資信託などのリスク商品の販売に力を注いでいますが、利用者への十分な商品説明と納得性を高めるため、他の利用客の待ち時間に影響を与えないよう、別窓口を設置するとともに人員を配置すること。また行員に対して安易に過大なノルマを追求しないこと。

4. 貴行の先任行員制度については、これまでも処遇面等について違法・脱法の疑いありと改善の要求を行ってきました。今日の社会情勢からも希望者については65歳までの継続雇用制度を確立し、従業員に示すこと。

5. 税務署の反面調査は、利用者保護の立場から当該口座本人の承諾を得たうえで行い、責任を持って守秘義務を守ること。

東海銀行・松井過労死裁判を支援する会  
銀行産業労働組合東海地方本部  
TEL 052-883-6965 FAX 052-883-6964

## 松井さんの労災にご支援を

東海銀行ローン業務センターに勤務していた松井靖夫さんは、1987年10月14日午後5時20分頃、顧客と電話で折衝中、顧客の暴言が引き金となって急死しました。松井靖夫さんは、心臓に基礎的な疾患を持っており、銀行での健康管理区分では時間外勤務禁止となっていました。しかし、東海銀行は業務外災害と決めつけ労災補償申請をしませんでした。そればかりか、頭取名の「意見書」を労基署に提出して「労災隠し」までしてきました。

私たちは東海銀行に対して次のことを要請しています。

- ①松井靖夫さんの勤務中の急死を業務上と災害として認めること。
- ②松井靖夫さんの遺族に謝罪と補償をすること。

是非皆さんのご協力をお願いいたします。

## ことば「上 告」

裁判所が出した判決などが誤っていたり、それに納得できない場合、上級の裁判所に判決などの見直しを申し立てることを「上訴」といいます。上訴には、通常、一審判決に対する申し立ての「控訴」、二審判決に対し最高裁への申し立ての「上告」があり、それぞれ判決から14日以内に申し立てなければなりません。なお、裁判所の決定や命令に対する不服申し立ては「抗告」です。

上訴するためには、二審判決が憲法や判例に違反しているとの理由が必ず必要ですが、「重大な事実誤認」も職権で認めています。この規定は、刑事裁判の場合、「無実の人を罰してはいけない」との理念のもとで、えん罪犠牲者を救うためのものです。ですから、被告人の上告は許されても、無罪判決に対する検察官の上告は本来許されません。

# 全国初ぜん息「鈴木過労死裁判」

## 二度に渡る判決日延期、予断許さぬ情勢

鈴木龍雄過労死裁判は、名古屋高等裁判所判決日が3月28日と決定されていました。ところが、わずか判決日の二日前、3月26日、突然裁判所から、判決日を4月18日に延期するとの緊急連絡がありました。

支援する会では、3月28日の判決に向けて、万全の体制をとり、各方面に参加要請を行っていたところです。しかし、裁判所からの突然の判決日延期連絡のため、飛行機、新幹線などのキャンセル、宿泊のキャンセルなど、予約のキャンセルとお詫び連絡に追われました。裁判所からの突然の判決延期連絡には全く憤慨します。

さらに、支援する会で全国各地に日程変更のお知らせをした矢先、4月6日、弁護団に再び裁判所からファックスが届き、4月18日の判決日も、再度延期する主旨が記されており、改めて再論を行いたいとのことでした。

4月19日、弁護団では緊急会議が開かれ、今後の方針等について話合われました。

まだ、判決日の日程は決まっていますが、遅くとも7月下旬までに行われる予定です。支援する会では、この重要な局面を乗り切るために、気を緩めず勝利を勝ち取る闘いとなるよう、当面、以下の三点を活動の柱にすえることを確認しました。

### 活動の柱

1. 迅速かつ公正な労災認定判決を求める申し入れ
2. 労災認定判決を求めるはがき要請の取り組み
3. 裁判所周辺等の宣伝行動（5月18日、6月15日予定）

勝利を確信するまで、この重要な局面を乗り切るために、皆様のご協力を訴えるものです。宜しく願いいたします。

## 最後まで皆様のご支援、ご協力を

鈴木過労死裁判を支援する会代表 八橋 昭郎

鈴木龍雄さんの過労死裁判に多大なるご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

ご存知のように、過労死裁判は、2月7日に結審し、3月28日が判決予定日でした。しかし、判決予定日の二日前になり、「判決を4月18日に延期する」と名古屋高裁から連絡がありました。その後「審理を再会する。意見書を出すように。」と名古屋東労働基準監督署長（控訴人）および鈴木さんの代理人（被控訴人）双方に再度意見書提出を求められ、現在は、判決日すら決まっていません。

なぜこのような事態になったのか確かなところは分かりませんが、予断を許さない状況であるように思われます。意見書で求めている内容は、鈴木さんが亡くなる年を4期に分けて、「それぞれ期に於ける業務と気管支喘息の増悪、メジヘラ（気管支拡張剤）や喫煙習慣と気管支喘息の増悪の関係を整理せよ。」という主旨のものです。注意しなければならないのは、裁判所が、依然としてメジヘラや喫煙習慣にこだわっている点です。

つまり、「監督署は業務との因果関係を」、「鈴木さんにはメジヘラ、喫煙習慣について」それぞれ軽視することなく気管支喘息の増悪に関して、双方の否定的な部分の見解を噛み合わせて論じさせようとしています。

私たちは、鈴木さんの気管支喘息の発症や増悪は過重業務とストレスが原因であると主張してきました。しかし、裁判所は、一時的に小康状態になった時期を「良くなった」と認識しているかもしれません。つまり、「過重業務から解放され一旦回復しており、死亡の直前には業務が過重ではなかった」のであり、死亡がメジヘラなどの原因に帰結しかねない危険を未だにはらんでいます。

もう一度、基本に立ち返り運動を展開する必要があります。

本当に裁判は最終段階です。最後まで皆さんのご支援ご協力で裁判に勝利したいと思います。宜しくお願いいたします。

## 支援する会、名古屋高裁へ申し入れ書

鈴木過労死裁判判決予定日については、裁判所からの一方的な、しかも二度に渡る延期連絡がありました。これについて、支援する会では、緊急会議を開き、名古屋高等裁判所に申し入れを行うことを決定しました。

申し入れ書は、愛労連議長阿部精六氏、一宮労連議長小杉恒夫氏、支援する会代表八橋昭郎氏以上3名の連名とし、4月24日に名古屋高等裁判所を訪れ、裁判長大内捷司氏に要請書をお渡し下さるよう要請しました。以下は、申し入れ書の全文です。

### 迅速かつ公正な労災認定判決を求める申し入れ書

鈴木龍雄さんの「過労死裁判」の労災認定（遺族補償年金などの保険金給付）の公正審理にご尽力いただきありがとうございます。

2月7日の結審以後、鈴木龍雄さんの一日も早い労災認定と遺族の救済を求める私共労働組合や支援する会は、3月28日の判決を心待ちに致しておりました。しかし、判決日の二日前に貴裁判所より判決延期の通知があり、更に、改めて主張提出の通知があり判決日すら決まっていません。誠に遺憾の極みです。

鈴木さんの遺族は、夫の龍雄さんが亡くなって11年もの間、幼い三人の子ども達を抱えながら経済的にも精神的にも厳しい中で頑張ってこられました。一家の中心である夫を亡くし、その上、裁判も長期に渡り二重、三重の苦しみを強いられる結果となっています。この現実を、私たちは、労災行政のあり方や、人道的立場から見過ごすことはできません。

被災労働者である鈴木龍雄さんは、気管支喘息による健康状態が思わしくない中、デスクワークへの配置転換を願い出ても十分叶えられず、多忙な業務のため十分な治療もさせてもらえない中、自らの職務と責任を果たすため働き続けたのです。本来であるならば、労働者の安全や健康については使用者が十分な配慮をする義務があり、真っ先に治療させなければならないはずです。

この間の審理の中で、名古屋東労働基準監督署長（控訴人）は、鈴木龍雄さんの喫煙習慣やメジヘラの過剰使用を強調し、気管支喘息の悪化がそれによるものだとして主張しています。しかし、鈴木さんがメジヘラを使用していたのは、十分な治療も受けられない労働環境や過重な労働の中で自分の健康状態（喘息発作）に対する不安から、自己防衛として使用せざるを得ない状況下にあったことによるものです。薬剤についての専門的知識を持たない労働者に、過失としてその責任を問うことができるのでしょうか？また、一番では、過重な業務と気管支喘息、喫煙習慣、メジヘラ使用など相乗効果として気管

支喘息が重症化したとしながらも、過重な業務が自然的経過を著しく越えて悪化させたとして業務起因性を認めています。

労働者災害補償保険は、労働者の重大な過失があった場合でも、業務起因性が認められれば、迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うことを目的としています。この間の控訴人の主張は、被災労働者の「過失」ばかりを取り上げ、何としても労災認定しないことに固執する態度に思えてなりません。これは明らかに労災保険法の目的と趣旨に反したものです。

今回の貴裁判所からの再論のための主張提出連絡は、メジヘラや喫煙習慣の影響について改めて問題にし、再審理に道を開き、医学的な論争を再開し、さらに裁判が長期化するのではないかと懸念を致しております。

今一度、労災保険法の原点に立ち、一審判決を尊重し、迅速かつ公正な労災認定判決を出していただくよう強く申し入れるものです。

## 鈴木龍雄さんの「過労死裁判」

### 支援する会、役員会を開催

### 6月22日最終弁論、再結審決定！

4月27日、一宮勤労福祉会館にて、鈴木龍雄さんの過労死裁判を支援する会役員会が開かれました。二度に渡る、裁判所からの判決日延期連絡を受けて、これまでの運動の成果・経過を整理するとともに、問題点、今後の対応などが話し合われました。役員会の内容は以下のとおりです。

#### <1>この間の運動の成果

名古屋高裁への要請署名 団体： 2, 275筆  
個人： 23, 535筆

#### <2>この間の経過

##### (1) 2月7日結審以降の経過

3月26日の判決日を4月18日に延期通知（4月18日の再度延期連絡）

意見書提出連絡と弁論再開通知

##### (2) なぜ、判決日が延期になっているか

裁判官が判決文を書く過程で疑問が発生し、弁論・弁論整理の必要性がある。

##### (3) 弁論再開をどう評価するか

①一審判決について否定的な考え方を持っている可能性

②一審判決を支持しながらも、判決を書くに当たり、より論理的な構成、論拠を整理しなかった。

③万一、最高裁になった場合でも審理に耐えうるだけの条件を整理しなかった。など、いくつかは推理できる。

#### <3>問題点は何か

(1)メジヘラ、喫煙習慣についてまだ疑問を持っており、その影響を否定できない傾向。場合によっては、医学論争の再開か。

(2)過重業務とストレスによる業務起因性をより訴える。

#### <4>今後の見通し

6月22日10:00最終弁論、再結審。5月中に文書を整理して、5月末に提出する。

#### <5>今後の予定

(1)要請はがき運動

(2)宣伝行動 ・ 5月18日8:00三の丸付近 ・ 6月15日8:00三の丸付近

#### <6>総会開催について

本来なら、総会は5月開催であるが、6月に延期する。

# 「住軽金9争議支援」合宿学習会開催

4月28日～29日一泊二日の日程で、豊橋シーパレスにて、「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」合宿学習会が開かれました。合宿には、住軽金関連9争議原告5名、顧問弁護士として水野弁護士、岩井弁護士、竹内弁護士、そして東京労連からも2名の参加を頂きました。愛知健康センターからは4名出席し、全体で30名を越える参加者で、報告は、9本に上り活発な議論が行われました。また、今後の方針について提案があり、確認されました。「今後の方針」と水野弁護士の報告、スミケイ運輸からの報告を紹介します。

## 「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」今後の方針

### ■これまでの取組結果

- (1) 団体生命保険2裁判では歴史的「勝利判決」を勝ち取る。
- (2) 労働災害をなくす取組では、会社、労基署、検察、国会質問及びアンケートに取組み、要求の一部前進と同時に、問題点や解決の方向を明らかにしてきた。
- (3) 強制出向裁判では、住友軽金属の権利無視・不当差別の労務管理を赤裸々にし、出向に当たっては本人の同意を必要とする闘いを進めきた。
- (4) スミケイ運輸の不当労働行為に地労委の闘いでは二十数回の審理を重ね、会社の、親交労組や林さんに対する不当差別の実態を解明しつつある。
- (5) 会社の勝手なリストラが労働者の権利と健康そして地域経済を破壊していることを明らかにしながら、大企業の民主的規制、働く者のルール確立をめざす要求の具体化に取り組んできた。
- (6) 昨年9月「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」を結成し、職場と地域からの闘いを広げることができた。
- (7) 高野さんの労災認定の闘いでは、運動を具体化することができなかった。

### ■現状と課題

- (1) 団体生命保険の闘いでは、二つの裁判に勝利したが、会社は直ちに控訴した。生命保険業界にとっては目玉商品に大きな打撃を受けることになり、巻き返しをはかってくると思われる。全国的には、まだまだこの二つの歴史的「勝利判決」が定着していない。課題は、この二つの歴史的「勝利判決」を全国的に広め、定着することにある。秋の高裁判決までに大きな流れを築こう。
- (2) スミケイ運輸の不当労働行為を是正する闘いは、地労委の審問が8月31日までに集中して終了する日程が組まれた。これからの審問での問題点の解明と地労委への傍聴活動が大きなカギを占めることとなる。
- (3) 働くルールの確立は、全労連・愛労連の最重点課題であり、「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」の闘いは、まさにその具体的課題である。生命の尊厳を守る、雇用や出向のあり方、職場の安全確保、家庭の幸せを守る、不当差別を止めさせる等、人間らしい暮らしと労働を確立するためには、住友の勝手なリストラを徹底的に分析し、職場、地域がどうなったかを解明し、住友の全国の仲間と要求を具体化して運動を大きく広げ、職場と地域から、組織と闘いをどう構築していくかが課題となっている。
- (4) 「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」の組織と財政の確立のため、もう一回り組織と財政を大きくしていくことが課題である。宣伝活動も意欲的に進めよう。

## ■当面の方針

(1)「働くルールの確立と団体生命保険」シンポを全国の仲間に呼びかけ成功させる。

### 「働くルールの確立と団体生命保険」シンポ

と き 6月30日(土)13:00より17:00まで

ところ 名古屋市 労働会館東館(金山駅より徒歩15分)

内 容 1. 二つの歴史的判決を分析する 水野弁護士

2. 職場地域から民主的力を築き「働くルール」をいかに確立するか  
愛知労問研所長 大木一訓氏(日本福祉大学教授)

3. 討論と交流

(1)団体生命保険問題を闘う全国の仲間の交流と討論

(2)住友関係の職場で闘う全国の仲間の交流と討論

4. 交流会 夜の時間で設定

会 費 一人1,000円(宿泊希望者は早めに連絡下さい)

連絡先 愛知健康センター TEL(052)883-6966(担当原田)

全港湾名古屋支部 TEL(052)652-1421(担当田中)

(2)「5・22」首都総行動に10名以上参加し、団体生命保険・働くルール確立、住友問題を広げる。

(3)スミケイ運輸不当労働行為の地労委等傍聴行動を強める。

5/18 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階 13:00-15:30

6/21 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階 10:00-12:00

7/ 3 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階

7/19 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階

8/22 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階

8/31 スミケイ運輸不当労働行為 地労委審問 県西庁舎8階 最終回・予備

## 「住軽金9争議支援」合宿学習会

## スミケイ運輸は林書記長の

## 配転・降格処分を撤回せよ！

林益生さんは、スミケイ運輸親交労働組合で書記長をしていました。会社スミケイ運輸は、平成9年1月1日付けで主任から平社員に降格してきました。これは、明らかに、会社の組合つぶしを狙った不当労働行為であるとして、愛知県地方労働委員会に救済を申し立て、二年間闘っています。スミケイ運輸の不当労働行為の実態を報告します。

## たたかう労組つぶしに血道を上げる会社

◆スミケイ運輸は、住軽金名古屋製造所の子会社で運輸部門を担当、職場に労働組合もなく、無権利状態でした。「自由にものが言える職場」にしたいと、89年10月全港湾スミケイ分会が、十数名の労働者で結成されました。驚いた会社は、影響力を阻止するため、住軽金から直ちに労務担当柴田を総務部長として迎え入れ、90年7月スミケイ運輸労働組合(第2組合)を結成。この第2組合は、班長、副班長を動員して作ったため、トラック運転手(約60数名)の大多数が第2組合に加入していませんでした。

◆会社は、青木・杉山・林の三名に、組合未加入者をまとめて欲しいと、覚書案をもってきましたが、私達は相談の上、独自の覚書案を作り、1991年(平成3年)8月親交会が発足し、1992年(平成4年)11月覚書を交わしました。

◆ところが会社は、この親交会に、まとめて第2組合に入るよう強要して来まし

た。しかしこれを拒否すると、親交会からの脱退工作に乗り出し、会員が激減しました。

◆このような攻撃に対処するため、私達は1996年(平成8年)10月親交会を解散し、スミケイ運輸親交労働組合として発足しました。

会社は直ちに林さんに対し「お前が脱退すれば後は何でもなる。」「脱退しないと会社は本気で考える。」などと個人攻撃・脅迫を繰り返した。しかし、林さんが屈服しないと見るや、親交労働組合結成後二カ月で、林さんを配転・降格してきました。

林さんは、1986年(昭和61年)7月、労災事故をうけ、何回も手術・入退院を繰り返し、2000年(平成12年)1月労災障害5級に認定されていきました。そういう人を事務系から現場に変更し、降格するのは明らかに組合結成を敵視し、林さんたちに対する会社の報復的仕打ちと言わざるを得ません。

## 不当労働行為を徹底的に追及！

愛知県地方労働委員会で、この二年間で3回の調査・19回の審問が行われて来ました。その間、5回、労働委員が欠席しましたが、早期解決のため、欠席のまま開催しました。林さんに関しては、会社、柴田総務部長は「労働安全衛生法は知らない」「親会社を含め、リハビリシステムはない。」と証言しています。労災の

診断書についても医師に内容変更を迫ったり「全治してから出勤しろ」と、制限勤務を認めず、さらには、「林は商売上のいい患者」などと医師に対しての暴言を平然と証言しています。

今後は、杉山副委員長の日誌を証拠として提出、本人の主尋問が予定されています。

## 攻撃に負けず勝利まで闘い抜きます！

1999年(平成11年)「第10回裁判勝利をめざす全国交流集会」の「労働委員会のたたかい」分科会で、多くの勉強をさせていただきました。これらの教訓を活かし、地労委闘争、弁護士との打ち合わせ、共闘会議、支援会議などで、林さんの不当配転降・格処分撤回の主旨を訴え、組合活動の源として、今も闘い続けています。

そして、この闘いのなかで「健康で明るい職場」「差別のない職場」づくりを目指し、頑張っています。第二の林さんを出さないためにも、絶対勝利を勝ち取る気構えで戦っています。

◆今後とも、ご支援・カンパなどを  
宜しくお願いいたします◆

|     |                  |
|-----|------------------|
| 激励先 | スミケイ運輸親交労働組合     |
|     | 執行委員長 青木光雄       |
|     | 名古屋市港区千年三丁目1番12号 |

# 住友軽金属団体定期保険訴訟

住友軽金属団体定期保険については、近藤裁判勝利判決後、「保険金は遺族のもの」との判決が相次ぎました。団体定期保険裁判勝利の教訓と今後の課題について、水野弁護士は、以下のように語りました。私たちの今後の運動に是非活かしていきたいものです。

## 勝利の教訓と今後の課題

弁護士 水 野 幹 男

### ■判決の成果

#### 1 近藤訴訟

- ① 団体定期保険の主旨が遺族補償にあることを認めた。
- ② 生命保険会社への請求は棄却されたが、住友軽金属と近藤さんとの間の黙示の合意を認めた点は前例がなく画期的である。
- ③ 遺族が取得すべき保険金の中から退職金の控除を認めなかった。

#### 2 川本訴訟

- ① 団体定期保険の主旨が遺族補償にあることを認めた。
- ② 会社が保険金を全額取得することは1992年(平成4年)3月以降は公序良俗違反であることを認めた。
- ③ 会社が保険金を損失補填にあてるという考え方を厳しく批判している。特にヒューマンバリュー特約についての批判は的確である。
- ④ 団体定期保険契約の存在を知らない場合にも、受益の意思表示をすれば、保険金のうち相当額の支払を請求できるとした点は新たな前進である。
- ⑤ 住友軽金属の団体定期保険契約の在り方について批判

### ■教 訓

- 1 近藤さんを中心とする住友軽金属の労働者が、1993年(平成5年)の始めから会社の内外において団体定期保険の問題の重要性を訴え、改善の運動に取り組んできたこと。
- 2 文化シャッター事件の成果を引継ぎ、保険金受取人の指定部分の無効という新たな論理構成のもとで、公序良俗違反を前面に立てて闘ったこと。  
( 保険契約全体が無効ではなく、受取人の指定部分が無効という主張 )  
( を全面に立てて生命保険会社をも被告として闘ったこと。 )
- 3 保険金受取人の指定部分の無効まであと一歩のところまで到達した。
- 4 署名活動、法廷傍聴、ニュースの発行、ビラの配布など支援する会の大きな運動が勝利の原動力になっている。
- 5 本間先生を中心とする研究の成果を法廷に反映できた。
- 6 近藤さんの訴訟と川本さんの訴訟を、証拠収集等において有機的に連携を保って闘った。
- 7 住友軽金属、三菱マテリアル等の当地における団体定期保険訴訟の闘い
- 8 これまでの全国各地における個人保険の多くの判例の積み重ね

### ■今後の課題

#### 1 近藤訴訟

- \* 他人の生命の保険契約において利得することを認めさせないようにする課題  
二分の一論をどう打破するか。
- \* 川本訴訟の内容を反映させる
- \* 生命保険会社が、大蔵省の行政指導および生命保険協会の申し合わせを順守していない点について、釈明を求めて公序良俗違反を明らかにする。
- \* 保険金受取人の指定部分無効という主張を退けた一審判決の誤りを明らかにする。

## 2 川本訴訟

＊他人の生命の保険契約において利得することを認めさせないようにする課題  
二分の一論をどう打破するか。

＊退職金の控除を認めさせないようにすることの重要性

## 3 スミケイ運輸の高野・園山事件の関心の重要性

## 4 会社が従業員に付保して保険金受取人となることを禁止する約款への改訂を求める運動の重要性

ヒューマン・バリュー特約(約2000万円まで会社受取が可能)の廃止を求める運動の重要性

# おかしいぞ！ 団体生命保険 保険金は「遺族補償」ときっぱり 団体生命保任軽金三遺族に、近藤「判決」を越える判断

「すごくいい内容の判決が出た！」「高裁の近藤裁判でもこの判決が大きな力になる」…。3月6日名古屋地方裁判所で、近藤裁判とともに住友軽金属に対して保険金を請求した平成6年在職死の三遺族に判決が出されました。この原告三遺族は、川本さん、松本さん、そして荒木さんです。

田近年則裁判長は、「遺族補償として社会的に相当な額を遺族に引き渡すべき」として、同社に対して保険金6120万円のうち、約1700万円、1800万円、2100万円を各遺族に支払うように命じました。

この判決内容は、近藤裁判の判決より更に踏み込んだ判断がされ、団体生命保険の趣旨、歴史、行政指導の中身まで立ち入り、遺族側の主張を大きく取り入れた画期的な内容です。

名古屋地裁判決のポイントは、

- ① 団体生命保険は「遺族補償」目的と判断
- ② 住軽金は福利厚生意識に欠ける
- ③ 会社の、保険金全額横取りは「公序良俗違反」
- ④ 「保険金＝会社の損失補填」論と新保険ヒューマン・バリュー特約を批判
- ⑤ 合意の有無を問わず、遺族が請求すれば保険金を受け取ることができる

の五点です。

判決のポイント詳細については、以下のとおりです。

- ①「団体定期保険は従業員が在職死亡した際の遺族への生活補償をはかるために創設された」とし、「福利厚生目的である」と非常に明快に述べた。一方補償「保険金は損失補填など多目的に利用できるはずだと」とする会社側の主張をきっぱりと退けた。
- ②住軽金について「保険会社から融資を受けるために付き合いとして契約を結び、福利厚生に役立てる意識に欠けた」と判定し、同社を批判した。
- ③同保険の逸脱に対して大蔵省の改善指導、保険協会申し合わせが行われて来た事実から、この指導、申し合わせのあった1992年(平成4年)以降「会社側主張のように、遺族の生活保障を否定するような合意があったとすれば、社会的相当性を逸脱し、公序良俗に違反して無効」とした。
- ④新商品の総合福祉団体定期保険(ヒューマンバリュー特約で2千万円まで会社の受取が可能)にも言及し、従業員の死亡によって企業が損失を受けると言っても「不慮の死亡で遺族が被る経済的損失の深刻さと比べると、全く質的にも量的にも異なる」と企業の「損失補填論」を鋭く批判した。

⑤従来判決では、会社と死亡した従業員との間に保険金引き渡しについての合意の有無が問われ、この合意の立証が大きな争点として遺族の障害となっていた。この判決では「遺族が意思を表示したときには……給付を請求する権利を取得する」と、保険金を請求しさえすれば、会社は一定額を渡さなければならない、と断定した。

名古屋地裁判決について、弁護団は「遺族への支払い金額について＜保険金から会社が支払った保険料を差し引いた額の半分か、社会的に相当な額＞と基準を明確に示し、保険の趣旨などについても詳しく認定したこれまでにない画期的な判決だ。他の三番に与える影響も大きいと思う」と高く評価しました。

## 被告住軽金、即日控訴

名古屋地裁の判決に対し、被告の住友軽金属は、不当にも即日控訴を表明し、近藤裁判と同様に対決姿勢を示しました。

2月7日住軽金は、近藤裁判の判決後、倉成(くらなり)武文・常務取締役名で、従業員向けの「掲示」を出していますが、保険契約の趣旨・理由を「金融機関としての保険会社との取引関係をより強固なものとし、当社の経営基盤の安定を図るため」と公然と言い放ちました。この「本音」といえる倉成常務の主張は、まさに今回の判決が「公序良俗違反」と断じた反社会的なものです。

また、この倉成掲示文は、支払った保険料と受け取った保険金の「収支表」が示され、会社は儲かっていない、との主張をしめています。遺族補償であるべき保険金で「儲けた」「損をした」と収支を云々することは、企業として許されることではありません。

2月15日、保険業界を指揮する金融庁に名古屋からの支援の会が首都要請行動を展開しましたが、要請団が金融庁との交渉のなか、「団体生命保険の趣旨は遺族補償」であることを確認してうえで、住軽金の倉成掲示の「収支表」を見せると、保険行政の担当官は、個人的見解としながらも、これについて「ふざけてる」と不快感を示しました。

控訴となった団体生命保険近藤裁判、住軽金三遺族団体生命保険裁判は、高裁に舞台を移し、一年を待たずに判決が出ることが予想されます。今後ともご支援、宜しくお願いいたします。

(おかしいぞ！団体生命保険 近藤さんの裁判を支援する会)

## 過労死研究会報告

01/4/12 水野弁護士事務所

### 盛岡地裁H13.2.23判決—公務外災害認定処分取り消し請求事件

#### 第1 事件の概要

被災者(V) 岩手県釜石市立平田小学校の教諭(当時30歳前後)

原告(X) Vの妻、隣接小学校の教諭

VがS58.1.24朝自宅をでて行方不明 同日、昼頃に自殺(縊死)

2.6 山中で発見

Xとして、Vの自殺は教諭としての公務が過重となり、その精神的緊張および重圧によって罹患し、自殺念慮発作から引き起こされたもの。

- (1) S62.8.15 公務災害認定請求
- S63.11.22 公務外災害認定処分
- (2) S63.12.9 支部審査会へ審査請求
- H3.2.4 棄却判決
- (3) H3.3.20 審査会へ再審査請求
- H3.12.4 棄却判決

(4) そこで、(1) の公務外災害認定処分の取り消しを求めて提訴

## 第2 争点

1 Vは鬱病に罹患していたといえるのか。

X—S57. 11 過労とストレスの条件下で反応性うつ病ない  
し中等性うつ病に罹患

年末年始 同疾病の症状が進行  
自殺念慮発作により自殺

Y—業務はうつ病に罹患するようなものであったとはいえない。

Vがうつ病に罹患していたものと認めることもできない。

2 Vの自殺と公務との間に業務起因性があるのか？

X—公務の量・質ともに明らかに過重  
個体的要因なし

労災保険法12条の2の2第1項「故意」にあたらない。よって○

Y—公務は特に過重とはいえない

組合活動の中での人間関係や家族関係などで心労あり

「故意」＝心神喪失のみなし

遺書の筆跡や内容からすれば、Vは心神喪失ではなかった。よって×

## 第3 立証——審理に8年かかった

人証—X、W佐々木 (Vの同僚)、W石井 (Xの実姉)、W長坂 (大学の後輩)、  
W梅森 (校長)、W丹野 (同僚・1年担任)、W南雲 (医師)、W今野 (同僚?)

書証—WHOガイドライン、専門検討会検討結果、南雲意見書、同補充意見書、  
教諭ストレス論文

## 第4 争点に対する判断

1 認定された基礎的事実 (ポイントのみ)

(1) Vの経歴など

・1学期 初めて1年生の担任 家庭に恵まれない児童多い  
持ち帰り仕事 午後11時まで  
V→X 微熱・頭痛の訴え

・夏休み 研究会準備のため気持ちに余裕なし  
V→W石井 やせた、「うん、今忙しい」

・2学期 各種行事が連続

11/4 国語 授業研究会担当

11/12 道徳 授業研究会担当

連日 自宅で23時ないし1時まで仕事

12月 学期末業務と平行して公開授業の指導案作成

12/24 反省会を欠席

12/25 朝食をとらず体重5kg減 食欲不振、寝酒、寝込み

・年末年始V→W石井「今、忙しいから泊まっていられない」帰省も一泊のみ

V→X「正月はまだ。公開授業が終わらないうちは正月来ない。なんだ  
かいつも背中にずっしりと重い荷物を背負って歩いている感じ」

・1月中旬V→W長坂「公開授業がおわらないと俺には正月がない」

・3学期 (1/20から)

病院へのすすめにもV→Xら「公開授業が終わってから」と拒否

- 1/22 校長から呼び出し 直後W佐々木が立ちつくすVを目撃、  
帰宅後祖母を見舞う予定を変更して日帰り帰宅  
1/23 1日中自室にこもり指導案検討  
1/24 車で出勤 その後、行方不明  
車内にのこされた遺書（8時40分頃書く）

### (3) 小学校の研修計画

- ・5段階の研究体制
- ・1/24頃指導案提出、2/4公開授業の予定
- ・道徳授業における「平田方式」

### (4) Vの道徳教育に対する考え方

- ・道徳は自分が行うもの、ランク付けは差別
- ・平田方式は自分にできない。

### (5) 分校当時の状況

- ・担任、児童の立場に立った発言、行動

## 2 争点1（うつ病）

### (1) 判断基準としてWHO うつ病エピソード 診断ガイドライン

### (2) 病歴 Vにも近親者にもなし

Vの性格 真面目、責任感強い、徹底

### (3) 南雲意見書 これをベースに判決が採用

### (4) 1の認定事実によれば

強い精神的葛藤、指導案作成へ異常なまでに集中、固着

+ (1) ないし (3) を総合考慮すれば

S57・10頃から11月頃の間に関心性うつ病を発症

年末年始から冬休みにかけて症状が憎悪

自殺念慮発作により自殺

### (5) Y佐々木意見書—うつ病に罹患していない※証言はなし？

←南雲補充意見書、南雲W 症状の重症度は社会的活動とは必ずしも平行しない

※人証での正確な事実認定をさせた+南雲意見書の力

## 3 争点2（業務起因性）

### (1) 基準 相当因果関係

①公務による強度の心理的負荷

かつ ②公務以外の個体的要因で発病したとはいえない

### (2) 1公務との関連

- ・指導案は相当な負担、教諭はストレスが多い
- ・分校よりも量的・質的に負担増加
- ・11月2週間連続で授業研究会を担当 一時的に負荷高まる
- ・持ち帰り仕事 深夜まで
- ・自己の教育理念に合致しない 意に添わない公務に従事させられた
- ・着任1年目でありながら過重な研究会負担

よって○

・Y主張—1年目として配慮した

1年は児童数・単元数ともに少ない、丹野から助言を得られる態勢

他と比べてとくに過重ではない

持ち帰り仕事の証拠はXの供述のみでしかもXはVより早く就寝ゆえ

に根拠薄弱

←1年生授業準備、特別指導、特有の指導事項あり、過重性否定できない。翌朝

前日の就寝時刻を確認、体重減少など裏付け事実もありX供述に信用性あり。

## 2 公務以外の事情

転任前に組合活動に従事。しかし、心理的負荷なし

### (3) 故意

- ・ Y主張——遺書の内容、筆跡、精神状態は安定 「故意」○
- ←心神喪失までは不要 専門検討会検討結果、当該精神障害が一般的に強い自殺念慮を伴うものであることが知られている場合に、その精神障害に罹患している患者が自殺を図ったとき→著しく阻害と推認するのが相当→「故意」×
- うつ病患者の自殺率は一般の36.1倍との報告がある。遺書が短文の連続

## 第5 結論

原告勝訴＝公務外災害認定処分取り消し

被告の控訴は？

## 情 報

(読者から、提供された資料です)

### 1. 平成11年度 労災保険収支状況 (単位：百万円)

|       | 収 納 済 額   | 保 険 給 付 額 |
|-------|-----------|-----------|
| 愛知労働局 | 86,022    | 46,692    |
| 全国合計  | 1,333,834 | 955,797   |

### 2. 平成12年度 脳血管疾患および虚血性心疾患等の傷病別・年齢別・職種別認定状況

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 名古屋北労働基準監督署 | H11年 男 47歳 技術員 脳出血 |
| 瀬戸労働基準監督署   | H11年 男 59歳 警備員 脳出血 |

(参考) 平成12年度請求件数は、脳疾患事案：11件、心疾患事案：8件、精神障害事案：9件となっており、まだまだ労災認定には狭き門となっています。

## 書籍紹介

### 「労働と生活」 激動する愛知の統計 2001年版

頒価：1,500円

発行：愛知労働問題研究所 TEL(052)883-6976(FAXも同じ)

- 第一編・経済編 愛知県経済の推移、農業の衰退、愛知の導線企業と経営戦略、中小企業の実態など
- 第二編・労働編 愛知の雇用・失業、労働時間、賃金などの統計満載
- 第三編・生活編 社会保障の立ち遅れ、勤労者の収入減による生活の質の低下、県民の心身の健康度の実態
- 第四編・運動編 資本の、労働者への全人格的攻撃とたたかう労働運動・争議、住民運動・万博署名などデーター満載

## 裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

| 月 日      | 事 件 名 ・ 内 容                         | 法 廷 な の 時 間                     |
|----------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 5月16日(木) | 住友軽金(強制出向無効)鈴木裁判<br>大同特殊鋼(過労自殺)吉川裁判 | 地裁1101号(AM10:00)<br>地裁 (PM1:10) |
| 5月18日(金) | スミケイ運輸(降格差別)林事件                     | 地労委 (PM1:00)                    |
| 5月21日(月) | スミケイ運輸(降格差別)林事件                     | 地労委 (AM10:45)                   |
| 5月22日(火) | 首都大行動(東京) 金融庁・三井住友銀行・中央保険審査会等へ要請行動  |                                 |
| 5月23日(水) | スミケイ運輸(団体生保)園山・高野裁判                 | 地裁 (AM10:00)                    |
| 5月25日(木) | 第5回「団体生命保険」近藤裁判を支援する会総会             | 労働会館会議室<br>(PM6:30)             |
| 6月6日(木)  | 愛知製鋼(労災・損害賠償)林裁判                    | 地裁 (AM10:20)                    |
| 6月11日(月) | 第1回「団体生命保険」近藤裁判控訴審                  | 高裁10F法廷(PM1:30)                 |

## 総会までの機関会議・全国センターなどの日程

(第11期愛知健康センター総会までの日程です)

5月7日(月) 拡大事務局会議 10:00 3F愛知センター事務所  
 5月25日(金) 近藤団体生命保険裁判支援の会総会 18:30 労働会館2F会議室  
 6月2～3日 全国センター東日本セミナー 茨城県水戸市  
 6月4日(月) 拡大事務局会議 10:00 3F愛知センター事務所  
 6月16～17日 全国センター西日本セミナー 四国徳島市  
 6月7日(木) 第5回理事会 18:30 労働会館2F小会議室  
 7月2日(月) 拡大事務局会議 10:00 3F愛知センター事務所  
 8月2日(木) 第6回理事会 18:30 労働会館2F小会議室  
 8月25日(土) 第11期愛知健康センター総会 13:30 労働会館2F会議室

ニュースの原稿を、下記までお寄せ下さい。

原稿は、フロッピーが最良ですが、手書きでも結構です。

フロッピーの郵送、または、原稿をFAXでの送信をお願い致します。

メールご利用の方は、<ZAH00030@nifty.ne.jp> へお願いします。

住所 〒464-0005 千種区千代が丘1-110-102

FAX (052) 774-5474

鈴木 利往 宛